

令和7年2月5日（水）午前10時25分

令和7年

滋賀県国民健康保険団体連合会

第1回理事会議事録

滋賀県国民健康保険団体連合会

令和7年第1回理事会議事録

開催日時 令和7年2月5日（水曜日） 午前10時25分開会

開催場所 国保連合会4階大会議室

出席理事数（12人）

理事長	橋川 渉	草津市長
副理事長	有村 国知	愛荘町長
副理事長	桂田 俊夫	
兼常務理事		
理事	三日月 大造	滋賀県知事（代）
	和田 裕行	彦根市長
	小西 理	近江八幡市長
	小椋 正清	東近江市長（代）
	岩永 裕貴	甲賀市長
	福井 正明	高島市長（書）
	角田 航也	米原市長
	伊藤 定勉	豊郷町長
	越智 真一	医師国保組合理事長（代）

1. 議決事項

- | | |
|-----------|--|
| 議案第 2 号 | 滋賀県国民健康保険団体連合会特別会計財政調整基金積立資産管理運用規程の一部を改正する規程の制定について |
| 議案第 3 号 | 滋賀県国民健康保険団体連合会 I C T等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の一部を改正する規程の制定について |
| 議案第 4 号 | 滋賀県国民健康保険団体連合会保険者事務共同電算処理業務規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第 5 号 | 滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事務代行業務規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第 6 号 | 滋賀県国民健康保険団体連合会事務局規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第 7 号 | 滋賀県国民健康保険団体連合会会計規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第 8 号 | 滋賀県国民健康保険団体連合会理事長表彰について |
| 議案第 9 号 | 通常総会開催日について |
| 議案第 1 0 号 | 通常総会附議事項について |

2. 報告事項

- | | |
|---------|------------|
| 報告第 1 号 | 専決処分報告について |
|---------|------------|

○開 会

午前 10 時 25 開会

◇林局長 定刻より少し早いんですが、皆さんおそろいでございますので、只今より令和 7 年第 1 回理事会を開催いたします。

1 点ご報告を申し上げたいと思います。

欠員となっておりました、本会役員の補充についてでございますが、書面によりお諮りをさせていただきまして、1 月 30 日より理事に角田米原市長様、それから、監事に櫻本野洲市長様にご就任をいただいております。本日は、角田市長様にご出席をいただいております。

◇角田理事 新たに理事に就任させていただきました角田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇林局長 それでは、開会に当たりまして、橋川理事長よりご挨拶をお願いいたします。

◇橋川理事長 おはようございます。理事会を開催いたしましたところ、理事の皆様におかれましては、公務何かとご多忙の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

さて、国保を取り巻く情勢でございますが、被保険者の高齢化と医療費の増大、所得水準の低い被保険者が多い中にありまして、保険料（税）の負担率が高いという構造的な問題に直面をしております、極めて厳しい運営が続いております。

こうした中、国保中央会より令和 6 年度上半期の医療費速報値が発表され、滋賀県の国保は、約 514 億円で対前年比 1.9% 減少となりました。団塊の世代の後期高齢者への移行や、短時間労働者の被用者保険の適用拡大などを背景に、被保険者数が減少したことが主な要因とされ、全国的にも同様の傾向となっております。

一方、後期高齢者の医療費は約 982 億円と対前年比 5.0% 増加となっております。当面こうした傾向は続くものと思われますが、引き続き医療費の動向に注視していく必要があると考えております。

本日は、令和 6 年度税制改正による積立金上限額の撤廃などに伴う規則の改正及び総会附議事項の令和 6 年度予算の補正、令和 7 年度事業計画及び予算等について、ご審議をいただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇林局長 ありがとうございました。

次に、出席状況ですが、国保連合会理事 12 名中、委任出席も含めて、全員出席でござ

いますので、本日の理事会が成立することを報告させていただきます。

次に、理事会の議長でございますが、規約第33条第1項により、理事長が当たることとなっておりますので、橋川理事長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

◇橋川議長 それでは、議長を務めさせていただきます。

まず、規約第35条第4項及び規約第36条第2項により、本理事会は公開とし、議事録についても公表することといたします。

次に、規約第36条第1項の規定によりまして、理事会の議事録署名者を指名させていただきます。彦根市長の和田理事さん、豊郷町長の伊藤理事さんのお二人をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。

議案第2号、滋賀県国民健康保険団体連合会特別会計財政調整基金積立資産管理運用規程の一部改正についてから、議案第7号、滋賀県国民健康保険団体連合会会計規則の一部改正についてまでは、関連ございますので、一括審議いたしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

◇瀧川主監 それでは、規則・規程の改正についてご説明をさせていただきます。議案につきましては、第1回理事会議案、薄いほうの冊子となります。1ページから20ページまでの各議案でございますが、お手元の資料1に概要をまとめておりますので、まずそちらのほうで、ご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

資料1でございます。資料1の(1)につきましては、令和6年度税制改正に伴う規程の改正でございます。国保連合会業務につきましては、課税対象事業とされておりまして、令和5年度には、全国の国保連合会一体となりまして、課税対象事業の見直しと、また、積立資産について、システム更改経費が多額となっていることから、財源確保のため積立上限額の見直しについて、厚生労働省に要望をしてきたところでございます。令和6年度税制改正によりまして、積立上限の撤廃がされたことと、会計処理の洗い替え方式が廃止となりましたので、これに伴って、次の積立資産管理運用規程の改正をさせていただくものでございます。議案につきましては、第2号、第3号となります。

(2)でございます。被保険者証の新規発行の終了に伴う規則の改正となります。被保険者証の作成業務終了に係る改正でございまして、議案第4号、第5号でございます。

続いて、(3)でございます。風しん対策事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事

業の終了に伴います規則の改正となります。議案につきましては、第6号、第7号となります。

これらの改正の詳細でございますけれども、理事会議案の3ページ、薄いほうの冊子の3ページをご覧くださいと思います。

議案第2号になります。財政調整基金積立資産の規程の改正でございます。現行、手数料収入の10%相当額を積立上限としていましたが、上限額を撤廃するものでございます。なお、積立必要額につきましては、現行の規模相当額と考えております。

次に、この冊子の6ページをご覧ください。

議案第3号のICT積立資産についてでございます。現行、上限額を手数料収入の30%としておりましたが、こちらも上限を撤廃するものでございます。必要額につきましては、今後想定されます国保中央会が行うシステム開発経費や運用負担金を積算し、設定をしております。

続いて、9ページ、10ページをご覧ください。

議案第4号の被保険者証の新規発行終了に伴います共同電算処理業務規則の改正となります。被保険者証の作成に係る条項の改正をしております。

続いて、14ページをご覧ください。

議案第5号の後期高齢者医療事務代行業務の規則の改正になります。後期につきましては、被保険者証の作成に代わりまして、資格確認書の作成を事務代行業務の1つとして委託をいただいておりますので、そのように改正をさせていただいております。

次に、議案書17ページをご覧ください。

議案第6号の事務局規則と、20ページの議案第7号の会計規則につきましては、風しん、新型コロナウイルス関連業務の終了に伴いまして、改正をそれぞれ行うものでございます。

規則・規程の改正については、以上となります。

◇橋川議長 議案第2号から第7号までについて、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、採決に入ります。

議案第2号から議案第7号まで、原案どおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 全員賛成と認め、議案第2号から議案第7号まで、原案どおり決することといたします。

次に、議案第 8 号、滋賀県国民健康保険団体連合会理事長表彰についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

◇林局長 それでは、議案第 8 号、理事長表彰についてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

第 1 回理事会議案の 21 ページをご覧くださいと存じます。

議案第 8 号、滋賀県国民健康保険団体連合会理事長表彰についてご提案をさせていただきます。本議案につきましては、本会の表彰規程に基づきまして、国保事業や介護保険事業等の推進並びに発展に貢献された方々につきまして、一定の基準に基づき保険者等関連団体からご推薦のあった方々を理事会にお諮りをし、決定をいただくものでございます。

本年度に推薦をいただいた方々につきましては、次の 22 ページをご覧くださいと存じます。表彰区分ごとの内訳といたしましては、国民健康保険診療報酬審査委員会委員が 1 人、国保事業の運営に関する協議会委員が 4 人、国保直診診療施設医師が 3 人、国保直営診療施設療養関係従事者が 11 人、市町保健師が 11 人、以上 30 人の方々をご推薦いただいておりますので、本日の理事会にお諮りをいたしまして、ご決定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお表彰式につきましては、総会の前に少し時間をいただきまして、代表者の方への表彰を予定しております。また、その他の方々につきましては、後日、表彰状と記念品を本会から推薦保険者等へお届けさせていただく予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

◇橋川議長 議案第 8 号について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようでございますので、採決に入ります。

議案第 8 号を原案どおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 全員賛成と認め、議案第 8 号は原案どおり決することといたします。

次に、議案第 9 号、通常総会開催日について、事務局の説明を求めます。

◇林局長 同じく、第 1 回理事会の議案の 24 ページをご覧ください。議案第 9 号、通常総会開催日について、提案をさせていただきます。

本会の通常総会を令和 7 年 2 月 26 日水曜日、午後 2 時より開催をいたしたいと考えております。開催場所につきましては、ピアザ淡海滋賀県立県民交流センター 3 階大会議室

で予定をさせていただいております。

理事の皆様方には、年度末でお忙しいときとは存じますが、ご出席を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。提案に代えさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

◇橋川議長 議案第9号について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようでありますので、採決に入ります。

議案第9号を原案どおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 全員賛成と認め、総会は原案どおり、2月26日水曜日、午後2時から開催することといたします。

次に、議案第10号、通常総会附議事項についてを審議いたします。

通常総会の議案第2号、令和6年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出第三回補正予算についてから、議案第6号、令和6年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出第二回補正予算についてまでは、いずれも関連いたしますので、一括審議いたします。

事務局の説明を求めます。

◇瀧川主監 それでは、令和6年度補正予算について、ご説明をさせていただきます。各議案につきましては、通常総会附議事項、分厚いほうの冊子の1ページから31ページまでとなりますが、説明用資料といたしまして、資料2-1、2-2をご用意させていただいております。ご説明につきましては、資料2-1の令和6年度補正予算の概要でさせていただきます。資料2-1をご用意のほうよろしくお願いします。

まず、1点目でございます。総会附議事項の議案第2号になります。一般会計の積立金に関する補正となります。歳出内補正でございまして、予備費等の減額と一般会計財政調整基金積立金及び減価償却引当資産の積立金の増額補正となります。

続きまして、2点目でございます。議案第3号、診療報酬審査支払特別会計の業務勘定でございます。歳入では、手数料や消費税の前年度の還付によります増、歳出においては、消費税の仕入控除に伴う減額と、積立金の増額を合わせまして1,700万円の増額補正となります。

その下でございますが、福祉医療費支払勘定でございます。高校生世代等を対象とした範囲拡大による福祉医療費等の増加見込みに伴いまして、1億1,600万円増の歳入歳出同額補正となります。なお、福祉医療費の1ヶ月当たりの支払額につきましては約3億

4,000万円となります。

続いて、3点目でございます。議案第4号、介護保険事業関係業務特別会計の業務勘定でございまして、歳入につきましては、消費税の還付による増、歳出については消費税の仕入控除に伴います減額と積立金の増額によりまして200万円の増額、また、電子証明書発行手数料につきまして、増額見込みに伴いまして110万円増の歳入歳出同額補正となります。

その下でございます。介護給付費等支払勘定でございまして、こちらにつきましては、介護給付費等の増加見込みによりまして23億700万円増の歳入歳出同額補正となります。なお、介護給付費の1ヶ月当たりの支払額につきましては約97億円でございます。

裏面をご覧ください。裏面のほうに参りまして、1点目でございます。議案第5号になります。障害者総合支援法関係業務等特別会計の業務勘定でございます。こちらにつきましては、電子証明書発行手数料と医師意見書作成料の増加見込みに伴いまして、260万円の増額補正となります。

その下でございます。障害介護給付費支払勘定でございます。こちらにつきましては、事業所、また受給者数の増加に伴いまして、障害介護給付費の増加見込みにより24億5,700万円の増、その下の障害児給付費支払勘定についても、障害介護給付費同様の傾向によりまして3億9,200万円の増額補正となります。

2つ目のボツ、2点目でございます。議案第6号、後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定でございます。歳入につきましては、件数増加に伴います手数料、消費税の還付による増、歳出におきましては、委託料の減額と積立金の増によりまして合計1,600万円の増額補正となります。

その下でございます。後期高齢者医療診療報酬支払勘定でございます。診療報酬の増加見込みに伴いまして、2億5,000万円増額の歳入歳出同額補正とさせていただいております。なお、各勘定におきます補正の内訳につきましては、資料2-2のほうでまとめさせていただいておりますので、ご参照のほうどうぞよろしくお願いいたします。

令和6年度補正予算については以上となります。

◇橋川議長 議案第2号から第6号までについて、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、採決に入ります。

通常総会の議案第2号から議案第6号までを原案どおり、通常総会に附議することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 全員賛成と認め、議案第2号から議案第6号は原案どおり、通常総会に附議いたします。

続きまして、通常総会附議事項の議案第7号、令和7年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画についてから、議案第17号、令和7年度滋賀県国民健康保険団体連合会公費負担医療に関する診療報酬支払資金公費負担者予納金予納についてまでは、いずれも関連いたしますので、一括審議いたしたいと思います。

各議案について、事務局の説明を求めます。

◇坂井課長 それでは、総会附議事項議案第7号、令和7年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画につきまして、ご説明させていただきます。附議事項の32ページから65ページまでの記載でございますが、資料3-1でポイントを抜粋いたしましたので、こちらで説明をさせていただきます。失礼をして、着座にて説明をさせていただきます。

資料3-1の1ページ、基本方針でございます。国民健康保険においては、厳しい財政運営が続く中、本会には、滋賀県国保運営方針に基づき、県や市町事務の共同事業の実施による効率化等の役割を一層充実していく必要があること、また、国保連合会のノウハウを活用した支援事務を実施していくことが求められています。こうした時期にあつて、保険者様及び広域連合様の信頼と負託に応えるため、記載のとおり、2つの基本方針で臨むことといたします。

1つ目は、審査支払業務の専門集団の役割に加え、地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門集団として認めていただけるよう努力をするということ。

2つ目は、業務の効率的・効果的執行に心がけ、保険者の負担軽減を図り、最小の経費で最大の効果が得られるよう、中期経営計画の目標達成に向けて取り組むということでございます。

この2つの基本方針の下、1枚おめくりいただきまして、2ページの記載の3つの事業を柱として取り組んでまいります。

1つ目は保険者事務の支援でございます。市町事務の効率化等の取組の推進などについて、これまで培ってきたノウハウ等が最大限活用できるよう、より一層の支援・拡充に取り組めます。

2つ目は、保険者が行う保健事業について、保健事業支援・評価委員会の開催や国保データベースシステム等を活用した評価・データ分析等の保険者支援でございます。

3つ目は、基幹業務である審査の充実に向けた取組です。審査基準の整合性を確保するため、コンピュータチェックの共通設定及び審査基準の統一化を図ります。

続きまして、3ページの重点目標でございます。

1. 第4期中期経営計画の推進、2. 国保制度の改善強化と財政安定化対策の推進など、しっかりと進めてまいりたいと存じます。なお、令和7年度は6番目に医療DXに関する業務の推進を加えて、8項目としています。

医療DXにつきましては、国が推進する事業ですが、全国医療情報プラットフォームの構築の中で、電子処方箋や電子カルテといった、医療機関、薬局間の情報共有とともに、自治体と医療機関、介護事業所間の連携等の計画があり、予防接種事務のデジタル化、公費負担医療制度のオンライン資格確認、介護情報基盤の構築などの施策が示されています。

令和8年度実施予定の予防接種事務のデジタル化においては、接種費用の請求支払など、国保連合会が業務を担うことが想定されています。医療DXの中で、国保連合会が担うべき役割があり、市町等からの委託に備えて準備をする必要があることから、新たに重点目標として記載しております。

4ページをご覧ください。4ページからが事業実施事項となります。資料におきましては、事業実施事項の抜粋とさせていただきます、項番は附議事項、議案書における番号を記載しています。

1. 本会の運営に関する事項としましては、総会、理事会の開催、本会経理の透明化、第4期中期経営計画の推進、個人情報の保護および情報セキュリティ対策の強化を行います。なお、中期経営計画につきましては、推進会議を開催し、計画の進捗・管理・評価を行うとともに、令和8年度以降の次期計画の策定に取り組みます。

次に、2. 国民健康保険制度の改善強化と財政安定化対策の推進に関する事項でございます。（1）国民健康保険制度への対応としまして、滋賀県国保市町連携会議等に参画し、保険者等との連携を密にし、第3期滋賀県国民健康保険運営方針の基本理念が実現されるよう本会の役割の充実強化を図ります。また、国保情報集約システムを活用したデータ連携業務などを実施してまいります。

次に、3. 国保総合システムに関する事項でございます。国保総合システムは、令和3年3月31日に定められた「審査支払機能に関する改革工程表」に基づいて、更改、開発が進められており、現在、第1段階のシステムのクラウド移行、支払基金システムとの受付領域の共同利用が完了しておりますが、開発期間が限られる中で、クラウドサービスを

十分活用するなど、システムの最適化には至っていません。現在、システムのクラウド移行後の最適化の取組、また、第２段階の支払基金との審査領域の共同開発・共同利用等により、保守・運用費の削減を目指していますが、開発には多大な経費が必要となるため、国保制度改善強化全国大会を含めた国庫補助の確保に全力で取り組むとともに、一時的な費用の増大に備えるため、ＩＣＴ積立資産の造成を図ります。

５ページをご覧ください。

４．国民健康保険および後期高齢者医療診療報酬等の審査支払に関する事項でございます。本会の基幹業務であります審査支払ですが、複雑・高度化する医療内容に的確に対応するため、職員の資質の向上やコンピュータチェックの統一化に向け、取組を推進してまいります。

次に、５．保険者共同事業および後期高齢者医療事務代行業務等に関する事項でございます。（８）ですが、医療ＤＸに関する業務の推進につきましては、重点目標でご説明させていただきましたとおり、令和７年度は、令和８年度に予定されているパブリックメディカルハブ等を活用した予防接種事務のデジタル化による請求支払等の事務について、情報収集と体制の整備に努めます。また、流行初期医療確保措置に係る事務につきましては、万が一、厚生労働大臣による該当感染症等の公表がなされた場合、保険者等への請求事務と対象医療機関への費用の支払業務を行います。

次に、６．保健事業に関する事項でございます。（１）国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の実施につきましては、本会に設置の有識者等からなる保健事業支援・評価委員会において、ＰＤＣＡサイクルに沿った効率的・効果的な保健事業が展開できるよう支援します。

次に、特定健診・特定保健指導に関する事項では、データの管理・保存および費用決済等に係る業務に関することや、保険者への支援として、ＫＤＢシステム等を活用し、受診率向上のためのデータ提供や特定健診等の実施内容・結果の分析・評価を引き続き行ってまいります。

６ページをご覧ください。

１１．広報活動に関する事項では、機関誌「滋賀の国保」の発行をはじめとして、効果的に広報ができるように取り組んでまいります。

次に、１２．滋賀県保険者協議会に関する事項につきましては、滋賀県との共同事務局として、滋賀県内の医療保険者の加入者に係る健康づくりを推進します。

令和7年度の事業計画に係る説明につきましては、以上でございます。説明を割愛させていただきました事業につきましても、しっかりと取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

◇瀧川主監 続きまして、令和7年度の滋賀県国保連合会各会計予算について、ご説明をさせていただきます。各議案につきましては、通常総会附議事項の66ページから194ページまでとなります。資料につきましては、只今、事業計画のご説明をさせていただきました資料3-1の7ページからと、別添資料の資料3-2、3-3となります。ご説明につきましては、資料3-2の1ページのA3判、こちらのほうでご説明をさせていただきます。

資料3-2、1ページをお開きください。

A3判の令和7年度本会各会計予算総括表でございます。細かな文字で大変恐縮でございます。本会会計、各勘定の予算の一覧となります。本会の会計につきましては、一番上の議案第8号の一般会計と議案第9号から第15号までの7つの特別会計で構成をされておりまして、全部で20勘定となります。

これらの会計を大別いたしますと、網かけをしている会計が6つございます。こちらにつきましては、保険者様、また広域連合様から納めていただきます負担金、手数料によりまして、事務事業を執行する会計でございます。それ以外の網かけをしていない支払勘定につきましては、主に、診療報酬や介護報酬等を保険者様から頂き、医療機関などに支払いをする、受け払いをする勘定となります。

令和7年度の予算規模につきましては、一番下から3行目の合計欄で20勘定の合計となります。対前年度比3.9%増の約4,731億円でございます。このうち網かけの事務執行を伴う6会計につきましては、一番下から2行目の網かけの合計のところとなります。対前年度比9.5%減の約36億円でございます。

事務執行を伴う6つの会計の対前年度比における主な増減要因につきましては、備考欄にも記載しておりますが、1つ目といたしましては、令和6年度税制改正に伴いまして、積立金の会計処理の洗い替え方式が廃止となったことによりまして、約4億2,000万円の減となっております。

2つ目といたしましては、銀行振込手数料の見直しによりまして1,200万円の増、3つ目といたしましては、令和6年度に各システムの更改を行いましたので、その経費との差額による減となります。

次に、網かけをしていない診療報酬、また介護報酬等の支払を受け払いする勘定でございます。一番下のその他の合計ですが、対前年度比4.0%増の総額約4,695億円を計上しております。本会が取り扱います会計につきまして、99%の診療報酬等の受け払いをする支払勘定の会計と残り1%弱の事務執行を伴う業務勘定の会計で構成をしております。

その99%を占めます支払勘定について、ご説明をさせていただきます。診療報酬等の令和7年度の見込みにつきましては、おおむね過去の支払実績を勘案して予算計上をしております。上から3行目になります、議案第9号の国民健康保険診療報酬支払勘定でございます。対前年度比2.5%減の月平均約76億8,000万円の支払いを見込んでおります。被用者保険の適用拡大や後期高齢者への移行に伴いまして、国保の被保険者数の減少が要因と考えております。

その下でございます。公費負担医療に関する診療報酬支払勘定につきましては、伸び率9.5%減の月平均約1億4,000万円を見込んでおりまして、新型コロナウイルス感染症に係ります全額公費負担がなくなったことによりまして、減少をしております。

さらにその下、福祉医療費支払勘定でございます。伸び率1.6%増の月平均約3億3,000万円を見込んでおります。

少し飛ばさせていただきます、議案第11号、介護保険特別会計の介護給付費等支払勘定でございます。受給者数の増加等によりまして、伸び率5.1%増の月平均約102億円の支払いを見込んでおります。

次に、議案第12号になります。障害者総合支援法特別会計でございます。障害介護給付費支払勘定につきましては、伸び率13.0%増の月平均約35億2,000万円、その下、障害児給付費支払勘定につきましては、伸び率16.3%増の月平均約8億4,000万円を見込んでおります。事業者数、また受給者数が増加していることから、支払実績も年々増加をしております、こうした状況を勘案いたしまして10%台の伸びを見込んでおります。

続いて、議案第13号、第三者行為損害賠償特別会計につきましては、前年同額となります。

議案第14号の後期高齢者医療に係ります特別会計でございます。後期高齢者医療診療報酬支払勘定につきましては、対前年度比4.7%増の月平均約161億円を見込んでおります。その下の公費に関する支払勘定につきましては、伸び率31.2%減の月平均約

5,400万円を見込んでおります。新型コロナウイルス感染症の公費負担がなくなったことによる影響でございます。

最後に、特定健診・特定保健指導等に係る特別会計でございます。上段の支払勘定は国保分になります。伸び率2.7%減の月平均約6,000万円を、下段の後期支払勘定につきましては、伸び率50.9%増、月平均約4,400万円を見込んでおります。後期につきましては、健診対象者の範囲拡大が行われたことによる影響で大幅な増となっております。

A3判によります説明は以上となります。

なお、本資料の3-2の2ページ以降につきましては、業務勘定と支払勘定、それぞれの予算の詳細を添付させていただいておりますので、ご参照いただければと存じます。

続きまして、資料3-1に戻っていただきまして、資料3-1の10ページをご覧くださいと思います。

先ほどのA3判の網かけの部分になります、事務執行を伴う6つの会計の手数料についてでございます。

(1) 手数料につきましては、令和7年度は据置きとさせていただきます。なお、令和8年度以降につきましては、国保中央会負担金の見直しが予定をされておりますので、その状況を踏まえまして、改めてご相談をさせていただきたいと考えております。

(2) でございます。国保中央会のシステム負担金についてでございますが、令和7年度の増額はございません。

11ページのほうに参りまして、各種手数料の記載をさせていただいております。また、資料3-3につきましても、令和7年度の負担金、手数料の詳細を記載させていただいておりますので、ご参照いただければと存じます。

次に、資料3-1の12ページ、最後のページになります。

その他、予算関連事項についてございまして、議案第16号の一時借入金限度額についてでございます。附議事項は195ページになります。不測の事態が生じた場合の支払いに充当するために、一般会計と5つの特別会計において、一時借入金の限度額を定めております。

議案第17号になります。公費負担医療に係ります予納金の予納についてございまして、附議事項は196ページから205ページまでとなります。毎月の医療費の支払いに充当するための予納金を定めるものでございまして、どうぞよろしくお願いをいたします。

す。

最後になりますけれども、別添資料4でございます。別添資料4の福祉医療費等概算額算出表と、資料5の障害介護給付費の概算額算出表でございます。それぞれ支払額に充当させていただくものでございます。

以上、令和7年度事業計画並びに予算のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇橋川議長 議案第6号から議案第17号までについて、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、採決に入ります。

通常総会の議案第7号から議案第17号までを原案どおり通常総会に附議することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 全員賛成と認め、議案第7号から議案第17号までは原案どおり通常総会に附議いたします。

次に、報告事項に入ります。

事務局の説明を求めます。

◇瀧川主監 それでは、専決処分の報告をさせていただきます。恐れ入りますが、総会附議事項、分厚いほうの冊子になります。206ページをご覧くださいと存じます。水色の合紙が入っておりますので、その次のページとなります。

報告第1号の専決処分報告でございます。2点でございます。

1点目でございますが、職員給与規則の一部を改正したものでございます。給料表の改定、期末・勤勉手当の支給割合の改正となります。なお、地域手当などの諸手当につきましては、状況を踏まえ、今後、協議予定となっております。

2点目でございます。特定健診に係ります後期高齢者の対象者拡大により、受診者数が増加をしたことによりまして、健診費用を2億8,567万1,000円増額補正させていただきました。いずれも理事長専決とさせていただいております。

報告事項につきましては、以上でございます。

◇橋川議長 ご質問、ご意見はございませんか。

それでは、報告事項を終わります。

以上をもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。これをもちまして、理事会を

閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午前 1 1 時 6 分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名
いたします。

令和7年 **3** 月 **19** 日

議 長

草津市長

橋 川 渉

議事録署名者

彦根市長

和 田 裕 行

豊郷町長

伊 藤 定 勉